

枕崎市営住宅入居申込みについて

入居申込みをされる方は、下記の入居資格のすべての条件を備えていなければなりません。

ひとつでも該当しない場合には、原則として入居の申込みはできません。

必ず、読んでから関係書類を準備し、お申込みください。

※ マイナンバーを利用して入居の申込みをする場合は、マイナンバーを確認できる書類（個人番号通知カード等）と本人確認書類（運転免許証等）を必ずご持参ください。

◎入居資格について

1. 現在、住宅に困っていることが明らかであること。

（持家のある方、新築中の仮住まいとして利用する方、その他、住宅に困窮していない方は、入居申込みはできません。）

2. 公営住宅法施行令に定める収入基準内（月額所得 158,000 円以下）であること。

（収入基準とは、公営住宅に入居できる所得限度のことで、入居者全員の合計所得額が、限度額を超えている場合には申込みはできません。裁量階層の収入基準は別途あります。）

※収入基準に該当するかの詳細については、担当職員へお尋ねください。

3. 市税を滞納していない者であること。

4. 入居者及び同居者が暴力団員でないこと。

5. 現に同居し、または同居しようとする者が親族であること。

ただし、**単身での入居は、下記に該当する場合のみ**です。

①60歳以上、身体障がい者等、生活保護者、ほか一定の条件があります。

②60歳未満の方は、**条例第6条第2項により、専用居住面積が60㎡未満の市営住宅。**

（該当する市営住宅は、**【潟山団地2DK】・【谷原団地】**です。入居状況によっては申し込みできない場合がありますのでご了承ください。）

○その他

- ・ 入居申込書等に虚偽の記載があった場合には、入居後でも入居決定が取り消されます。
- ・ 申込書に記載された方以外の入居は認められませんので、漏れのないようお願いいたします。
- ・ 入居候補者となった時は、暴力団員でないと確認できた後、入居決定を行ないます。
- ・ 住宅の屋内外を問わず、犬・猫・鳥などの動物の飼育は禁止です。
- ・ 駐車スペースも1台分しかありませんので、あらかじめご承知おきください。
- ・ 当該住宅の地域（自治会等）の一員として、行事等、積極的に参加をしてください。
- ・ その他の入居中の心得につきましては、入居が決まった際に説明します。
- ・ 入居申込書の有効期間は、受付日より6ヶ月です。
- ・ 不明な点は、市役所建設課建築係（TEL76-1219 内線326・336）までお問い合わせください。

◎ 団地名と構造

枕崎校区：亀沢団地（RC3階）、若葉団地（木造平屋）、岩戸団地（RC3階）、権現団地（RC3階）

桜山校区：桜山団地（RC3階）、潟山団地（木造2階）

立神校区：小山平団地（RC2階）、谷原団地（木造2階）

別府校区：西之原団地（RC2階・RC3階）、俵積田団地（RC2階）

◎申込方法

別紙の入居申込書及び入居申請書に必要事項を記入し、市役所建設課に申し込んで下さい。

◎添付書類（1～4は、必ず提出する書類です。5～9は、該当する方のみ、添付してください。）

1. 住 民 票・・・入居される全員分が必要です。
(結婚前で住民票が別々の場合も、必ず全員分添付してください。)
2. 健康保険証・・・扶養親族を証明できるものとして、入居者全員分が必要です。
(原本を持ってきていただければ、コピーを取ります。)
3. 納税証明書・・・市税の滞納がないことの証明が必要。
(入居される全員分が必要。課税されていない方は非課税の証明で可。)
4. 所得額証明書・・・市町村役場で発行する前年分の所得額証明書
(16歳以上の方【就学中は除く】全員分が必要です。なお、仕事をしていない場合や、所得が無い場合でも必要となります。)

※1月1日から6月初めまでの間に申し込まれる方の所得を証明する必要な書類

- ①所得額証明書・・・市町村役場で発行する前々年分の所得額証明書
- ②前年の所得を証明する書類（該当するものをすべて準備してください。コピー可）
 - ・給与所得者・・・前年分の給与所得源泉徴収票
 - ・事業所得者・・・前年分の所得金額に係る確定申告書等所得の収支を記載した明細書
 - ・年金受給者・・・前年分の年金受給証明書

※マイナンバーの記載により、1、4の添付書類を省略することができます。ただし、枕崎市内に住所のある方のみ対象となります。

5. 婚約証明書・・・同居する親族が婚約者の場合必要。【用紙は建設課にあります】
(媒酌予定者又は、双方の親の証明が必要です)
6. 障害者手帳・・・本人、同居親族、扶養親族に障害のある方がいる場合
(原本を持ってきていただければ、コピーを取ります)
7. 生活保護受給証明書・・・生活保護を受給中の方のみ必要。
(福祉事務所の発行する生活保護受給証明書)
8. 無職証明書・・・16歳以上の学生以外の方で、現在、無職の方。【用紙は建設課にあります】
(現在住んでいる地区の民生委員さんの証明が必要です)
9. 退職(予定)証明書・・・退職又は転職された方、申込書提出時、退職予定の方が必要。
 - ・申込書提出時までには退職した方は、退職証明書が必要です。
 - ・申込時は働いているが、申込時において退職予定の方は、退職予定証明書が必要です。
(※退職予定証明書の場合、退職後に再度、退職証明書の提出が必要です。)
 - ・転職された方は、転職した職場の発行する給与明細書等で、申込時までの収入状況を月別に証明する書類が必要です。(直近の3ヶ月分程度を持参してください。コピー可)

○記入上のお願い

- ・申込書はボールペン等で記入し、鉛筆は使わないでください。
- ・記入を間違えた場合は、間違えた箇所を二重線で消し、その上から訂正印を押して下さい。
- ・修正ペン等は使わないでください。
- ・押印の際にはシャチハタ印は使用しないでください。
- ・申込書の申込み年月日には、提出する日付を記入してください。
- ・添付書類のコピーを持参する場合、A4の用紙にコピーをお願いします。